

妙高市少額工事等契約希望者登録申請の手引き

1. 少額工事等契約希望者登録制度における修繕とは

少額工事等の範囲は、1件の金額が3万円以上20万円未満の工事及び修繕のうち、内容が軽易で履行の確保が容易なものです。

発注にあたっては、見積り合わせを原則とし、見積り依頼業者の選定にあたっては、少額工事等契約希望者登録名簿に登載している業者から希望順を考慮のうえ、依頼します。ただし、登録名簿に施工可能業者がない場合は、建設工事入札参加資格者から選定します。

※どのような少額工事等が発生するかを事前に把握することは困難ですので、登録名簿に登録されても見積依頼や契約を約束するものではないことをあらかじめご了承ください。

2. 登録に関する事項

(1) 登録できる者

妙高市内に主たる事業所（個人事業主の場合は住所）を有する者

※建設業許可の有無、経営組織、従業員数は問いません。

(2) 登録できない者

- ① 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者で復権を得ていない者
- ② 妙高市建設工事入札参加審査規定に基づく建設工事入札参加資格者名簿に登録済みの者
※建設工事以外の入札参加資格者名簿に登録されている方は、この制度に登録できます。
- ③ 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
- ⑤ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- ⑥ 暴力団員であると認められる者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ⑧ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- ⑨ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。⑩において同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- ⑩ 法人であって、その役員のうち⑥から⑧までのいずれかに該当する者がある者
- ⑪ ①から⑩に掲げる者のほか、市との契約の相手方として不適当と認められる者

(3) 登録できる業種

申請書の裏面に表示してある中から3業種まで希望順に登録できます。受注した工事等は自ら履行することが原則ですので、必ず自ら施工できる範囲の業種にしてください。

（土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工

事、屋根工事、管工事、タイル・レンガ・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装工事、機械器具設置工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、消防施設工事、その他工事のうち3業種)

(4) 登録受付

随時受付を行っています。

(5) 登録事項の変更等

申請後、登録事項に変更が生じた場合又は休業や廃業した場合は、登録変更・廃止届（様式第2号）を遅滞なく財務課に提出してください。

(6) 登録の取り消し

登録名簿に登載されている方が「2.（2）登録できない者」に該当すると認められたときは、登録を取り消します。

(7) 登録名簿の公開

この制度による登録者名簿は市役所職員が閲覧するほか、透明性を図る観点から、登録者名簿のうち「商号又は氏名及び住所」を市のホームページ上で公開いたします。

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

原則として、複数の事業者による見積合わせを行い、最低価格の見積額を提示した方と契約します。契約にあたり、契約書又は請書を作成していただく場合があります。なお、見積合わせに指名されても、都合により辞退することは自由ですが、辞退する場合は必ず見積書提出期限までに発注課への連絡をお願いします。

(2) 工事等の履行

工事等の履行は、妙高市財務規則その他関係法令に基づき信義に従い誠実に履行しなければなりません。また、受注した工事等は自ら履行することを原則とし、一括下請負（丸投げ）はできません。

(3) 工事等代金の支払

工事等の代金は、履行検査合格後の請求に基づき、30日以内に指定口座に振り込みます。

(4) 不正行為の禁止

契約に関して独占禁止法、刑法その他関係法令に違反する行為が認められた場合は、契約解除及び登録の抹消を行います。

4. 申請書の書き方・必要書類

登録を希望する方は必要事項を記載のうえ、妙高市役所財務課へ持参又は郵送してください。

【申請書】

①商号又は名称

・法人は登記事項証明書の記載事項に基づき記入してください。個人事業主は、通常使用している商号を記入し、商号が無い場合は記入不要です。

②登録する希望業種

・申請書の裏面に記載してある「工事等の種類」の中から自ら施工可能な業種を選択し、希望業種の欄に、希望順に記入するとともに裏面の「工事等の種類」に○印を付けてください。

・また、裏面に希望業種に関して該当する「主な工種」に○印を付けてください。

※法的な許可、免許又は登録がなければできない業種の場合は、必ず許可証等の写しを添付してください。

【納税証明書等市税の納税状況が確認できる書類（写）】

・市民税の領収印のある納付書または市税の引き落としが確認できる通帳ページの写しを添付してください。

【登記事項証明書等法人の代表者氏名、住所の確認ができる書類（写）】

※法人のみで、3か月以内に発行されたもの。

【運転免許証、健康保険証等の本人の氏名及び住所の確認ができる書類（写）】

※個人のみで、期限が有効のもの。

【資格、免許等を証明する書類（写）】

【暴力団等の排除に関する誓約書】

提出・問い合わせ先

〒944-8686 妙高市栄町5番1号 妙高市財務課管財係（電話74-0006）